刑捜一甲達第２５号
警 務 甲達第３６号
生 企 甲達第１８号
刑 組 甲達第１４号
交 企 甲達第２３号
警 公 甲達第２１号
平成１９年７月３日

（改正 令和４年５月１９日
刑組甲達第１１号）

各部、課、所、隊、校、署長　殿

福井県警察本部長

福井県警察再被害防止要綱の制定について

再被害防止については、福井県警察再被害防止要綱の制定について（平成１３年刑捜一甲達第１号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、このたび、犯罪被害者等基本計画に即して再被害防止措置の一層の推進を図るほか、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成１７年法律第５０号）の施行に伴う用語の整理のため、別添のとおり、「福井県警察再被害防止要綱」を見直したので、適切な再被害防止措置を講じられたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

福井県警察再被害防止要綱

第１　目的

本要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第２　再被害防止対象者

本要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、本部長が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、福井県警察保護対策実施要綱の制定について（令和４年刑組甲達第１号）の保護対象者に該当するときは、第４の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、福井県保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施することとする。

第３　再被害防止対象者の指定等

１　再被害防止対象者の指定

(1)　指定上申

ア　所属長は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、当該検挙事件の捜査を担当する本部捜査主管課長（以下「本部捜査主管課長」という。）を経由して、本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

イ　被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合には、当該事件を検挙した所属長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、本部捜査主管課長を経由して本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

ウ　前記ア、イの上申は、再被害防止対象者指定上申書（様式第１号）により行うものとする。

(2)　指定

本部長は、指定の上申があった被害者等が、第２に定める再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

２　再被害防止措置実施警察署の指定

本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

３　再被害防止対象者指定等に関する通知

本部捜査主管課長は、再被害防止対象者及び再被害防止措置実施警察署が指定されたときは、指定がなされた旨を再被害防止対象者指定票（様式第２号。以下「指定票」

という。）により、上申を行った所属長、再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）及び犯罪被害者支援に関する総合調整を担当する本部被害者支援担当課長（以下「本部被害者支援担当課長」という。）に通知するとともに、自らも指定票を保管するものとする。

4　再被害防止担当官の指定

(1)　再被害防止措置実施警察署長は、原則として警部以上の階級にある者から、再被害防止担当官を指定するものとする。

(2)　再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に遺漏なきを期するものとする。

(3)　再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官を指定したときは、指定票にその旨を記載するとともに、本部捜査主管課長に通知し、本部捜査主管課長は、本部被害者支援担当課長及び上申を行った所属長に連絡するものとする。

(4)　指定を受けた再被害防止担当官は、指定票の所定の欄に確認の認印を押すものとする。

第４　再被害防止措置の実施

1　実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

(1)　本部捜査主管課長

本部捜査主管課長は、別に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署長を指導する。

(2)　再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携の上、２に定める措置事項の実施に当たる。

(3)　再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(4)　本部被害者支援担当課長

本部被害者支援担当課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部捜査主管課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、本部捜査主管課長に対し、本要綱の運用及び被害者支援に関連する事項について助言・協力する。

2　措置事項

再被害防止措置実施警察署長が実施する措置事項は、次のとおりとする。

(1)　関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2)　再被害防止対象者に対する措置

再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。

なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、別に定めるところにより、関連情報を教示するものとする。

(3)　加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

第５　指定期間及び指定の解除等

１　指定期間

再被害防止対象者としての指定期間は、指定の日から１年間とする。ただし、未決勾留期間及び自由刑の執行期間は、算入しない。

２　指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

３　指定期間の延長等の上申

(1)　指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、期間を定めて、本部捜査主管課長を経由して、本部長に指定期間の延長を上申するものとする。

(2)　指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認めるときは、前記（１）と同様に、指定解除を上申するものとする。

(3)　前記（１）（２）の上申は、再被害防止対象者指定期間延長・解除上申書（様式第３号）により行うものとする。

４　本部長の決定

本部長は、再被害防止措置実施警察署長から３の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定し、本部捜査主管課長は決定の結果を、上申を行った再被害防止措置実施警察署長に再被害防止対象者指定期間延長・指定解除決定通知書（様式第３号）により通知するとともに、本部被害者支援担当課長に連絡するものとする。

第６　関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第７　都道府県警察間の連携等

１　都道府県警察間の連携

再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施警察署長は、本部捜査主管課長を経由して、当該都道府県警察の対応する本部捜査主管課長を通じ当該署長に協力を依頼するものとする。また、他の都道府県警察から協力依頼を受けた場合は、誠実にこれに当たるものとする。

２　警察庁による調整

本部捜査主管課長は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、中部管区警察局又は警察庁（各局庶務担当課被害者支援等担当係）による調整を求めることができる。

第８　刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

第９　報告

本部被害者支援担当課長及び捜査を担当している各部の庶務担当課長は、別に定めるところにより、再被害防止対象者の指定状況等について、警察庁に対し、定期的又は随時に報告するものとする。

第 10　再被害防止対象者指定関係簿冊の備付等

１　関係簿冊の備付

(1)　本部捜査主管課、再被害防止措置実施警察署、本部被害者支援担当課及び再被害防止対象者の指定上申を行った所属においては、本要綱により作成等される文書を編綴するための簿冊（以下「再被害防止対象者指定関係簿冊」という。）を備え付け、本要綱の円滑な実施を図るよう努めるものとする。

(2)　再被害防止対象者指定関係簿冊は、本部捜査主管課及び本部被害者支援担当課においては被害者支援担当係、再被害防止措置実施警察署及び再被害防止対象者の指定上申所属においては検挙事件を担当する課の庶務担当係その他最も適していると認められる係において保管・整備するものとする。

２　関係簿冊への編綴方法

(1)　再被害防止対象者指定関係簿冊の冒頭には、再被害防止対象者指定・解除状況一覧表（様式第４号）を編綴しておくものとする。

(2)　本要綱により作成等された文書は、再被害防止対象者指定関係簿冊に、対象者ごとに編綴するものとする。

３　文書の保存期間

本要綱により作成された文書の保存期間は、再被害防止対象者の指定が解除されたときから３年間とする。

第 11　本要綱の準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用するものとする。

様式第１号

<table>
<tr><td colspan="4">

再被害防止対象者指定上申書

第　　　　　号
年　　月　　日

福井県警察本部長　　殿
（本部捜査主管課長　経由）

所　　属　　長
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対　象　者</td><td colspan="3">□被害者　□被害者の親族　□参考人　□目撃者　□その他（　　　　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">住居
氏名(フリガナ)
生年月日
性別
職業　勤務先
所在地</td></tr>
<tr><td>加　害　者</td><td colspan="3">本籍
住居
前科前歴　　　件（　　　　　　　　　　　　　　　）
氏名(フリガナ)
生年月日
性別
職業　勤務先
所在地</td></tr>
<tr><td>罪　　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検挙事件の概　　　要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処分状況（起訴・判決年月日、結果等　　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>身柄の状況（釈放状況及び予定等）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">上　申　理　由</td></tr>
<tr><td></td><td>上申理由</td><td>該当性</td><td>摘　　要</td></tr>
<tr><td>１</td><td>加害者に粗暴性、凶暴性がうかがわれる</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２</td><td>加害者は性格的に陰湿で根に持つタイプである</td><td></td><td></td></tr>
</table>

	上申理由	該当性	摘　　要
３	被害者等の畏怖、困惑に乗じた反復犯行である		
４	被害者に執拗につきまとうなど、被害者に対する強い執着心を伴った犯行である		
５	加害者は過去に同一被害者への犯罪等により検挙、警告等の措置を受けている		
６	加害者は被害者等に対する謝罪、反省がない		
７	加害者は事件化や処分に対する不満がある		
８	加害者は以前から被害者への憎悪が激しい		
９	加害者が被害者等に対する危害を明言している		
１０	被害者等に対する批判、逆恨み的言動がある		
１１	加害者のメモ、日記等に再犯をうかがわせる記載がある		
１２	加害者が被害者等の住居、勤務先を知っている		
１３	被害者等の抵抗力が弱く、いいなりになり易い		
１４	被害者等の不安感が強く、警察の保護措置についての要望がある		
１５	その他		
メモ			

注）１　「上申理由」各項目の「該当性」欄に該当する場合は○、該当しない場合は×を付し「摘要」欄にその内容を具体的に記載すること。また、項目以外の兆候を把握している場合は「その他」の欄へ記載すること。

２　上申理由について、別に資料等がある場合は、添付すること。

様式第２号

整理番号	年

再被害防止対象者指定票

指定年月日		解除年月日	
上申所属		本部捜査主管課	
再被害防止措置実施警察署		関係警察署	
対象者	□被害者　□被害者の親族　□参考人　□目撃者　□その他（　　　　）		
	住居 氏名(フリガナ) 生年月日 性別 職業　勤務先 所在地 住居地管轄警察署		
加害者	本籍 住居 　　前科前歴　　　件（　　　　　　　　　　　　　　） 氏名(フリガナ) 生年月日 性別 職業　勤務先 所在地 住居地管轄警察署		
罪名			
検挙事件の概要			
処分状況（起訴・判決年月日、結果等）			
身柄の状況（釈放状況及び予定等）			
指定満了日		指定期間延長状況	

<table>
<tr><td>指 定 理 由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">再被害防止
担　当　官</td><td>指定年月日</td><td>氏　　名</td><td>確認印</td><td>指定年月日</td><td>氏　　名</td><td>確認印</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

決 裁 ・ 供 覧	年　月　日	再被害防止措置実施状況

様式第３号

再被害防止対象者指定期間延長・指定解除上申書

第　　　　　号
年　　月　　日

福井県警察本部長　　殿
（本部捜査主管課長　経由）

再被害防止措置実施警察署長

指定年月日		
対　象　者	氏名	
加　害　者	氏名	
罪　　　名		
勾留年月日		
自由刑執行 終了年月日		
指定期間 終了年月日		
指定期間延長 指定解除 の　理　由	□　指定期間延長	□　指定解除

再被害防止対象者指定期間延長・指定解除決定通知書

第　　　　　号
年　　月　　日

再被害防止措置実施警察署長　　殿

福井県警察本部長

指定期間延長	□要（　　年　　月　　日まで）　□否
指定解除	□要　　　　　　　　　　　　　□否

様式第４号

再被害防止対象者指定・解除状況一覧表

所属

番号	指定年月日	再被害防止対象者	加害者	再被害防止担当官	解除年月日